

平成25年度株式会社農林漁業成長産業化支援機構の業務の実績評価 について

平成27年2月16日
農林水産大臣

1 実績評価の根拠及び対象

株式会社農林漁業成長産業化支援機構（以下「機構」という。）は、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成24年法律第83号。以下「法」という。）に基づき平成25年1月に設立された株式会社であり、平成25年度は第2期目となる。

機構の業務については、法第36条第1項の規定に基づき、機構の事業年度ごとの評価を行うこととされており、今回は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間（以下「評価期間」という。）に係る機構の業務実績を評価する。

業務の実績評価に当たっては、対象事業活動支援団体に対する支援決定、支援対象事業活動支援団体による対象事業者への出資に対する同意の決定及び対象事業者への支援決定（以下「支援決定等」と総称する。）のそれぞれについて、

① 支援決定等の実績

② 法第22条第1項の規定に基づき農林水産大臣が定める株式会社農林漁業成長産業化支援機構支援基準（以下「支援基準」という。）に係る支援決定等の適合性

を評価するとともに、

③ 農林水産大臣が認可した収入・支出予算の執行の適正性についても評価を行う。

また、官民ファンドが政策目的に沿って運営されるようにするためには官民ファンドの活動の評価・検証等を実施する必要があるとの観点から、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」（平成25年9月27日官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定。以下「ガイドライン」という。）が策定されたことを踏まえ、

④ 機構の運営のガイドラインへの適合性
についても併せて評価することとする。

2 個別の項目に対する実績評価

(1) 支援決定等の実績

評価期間においては、22件の対象事業活動支援団体及び対象事業活動支援の内容の決定を行ったところであり、平成24年度に決定した18件と併せて、機構が行った支援決定は40件、総額666.02億円（うち機構出資額 333.01億円）となった。

また、平成24年度に支援決定されたものを含め、7の支援対象事業活動支援団体からの計9件の対象事業者への出資に対する同意申請に対して、機構は同意決定を行った。ただし、うち1件は後日、対象事業者が支援を辞退したため、最終的には計8件、3.94億円（うちA-FIVE出資額 1.97億円）となった。

平成25年度末においては、設立からそれほど期間が経過していない支援対象事業活動支援団体が多かったことから、評価期間において対象事業者への出資を決定することができなかった支援対象事業活動支援団体があったことには、やむを得ない面がある。

一方、設置後相当の期間が経過しているにもかかわらず、出資実績が低調な支援対象活動事業支援団体があるが、その理由としては、その職員が農林漁業関連の案件組成に習熟していないこと、農林漁業と他産業とのマッチングが十分に図られていないこと等が挙げられる。このため、今後、これらの支援対象事業活動支援団体による更なる案件形成を加速させていくためには、機構が当該団体に対して、現地における対応を含めて重点的に案件組成に向けたノウハウの提供等の指導や助言を強化していくことが必要である。

なお、現在、農林漁業成長産業化ファンドは、民間の資金やノウハウを活用しつつ、地域に根ざしたきめ細かな支援を行う観点から支援対象事業活動支援団体を通じた間接出資を中心としてきたため、評価期間中には機構自らによる対象事業者への支援決定（直接出資）は行われなか

った。今後においては、多様な対象事業者のニーズに則した支援活動を展開していく観点から、事業の効果が広範に及ぶ案件等を含めて機構における直接出資が積極的に行われる必要がある。

機構においては、こうした直接出資を実行していくため、案件発掘に向けた営業活動を着実かつ効率的に行うことができる体制を構築していくことが必要である。

また、機構の貸付金は支援対象事業者に対する出資と併せて貸し付けられるものであるが、評価期間においては、活用に至らなかった。この貸付金は、資本性劣後ローンと呼ばれるもので、民間金融機関によって資本とみなすことができる借入金であり、民間金融機関からの融資の円滑化に資するとともに、資本調達において農林漁業者の実質的な出資負担の軽減を可能とするものである。このことから、今後、民業補完の立場から、支援対象事業者の意向を踏まえた上で、機構による積極的な資本性劣後ローンの活用を進めていく必要がある。

(2) 支援決定等に係る支援基準の適合性

① 対象事業活動支援団体に対する支援決定の内容

機構は、評価期間中に22の対象事業活動支援団体への支援を決定した。これらについては、支援基準に照らして適切に支援の決定を行ったものと認められるものの、評価期間中はもとより、本実績評価の後（平成27年1月末現在）においても、設立から半年以上経っても出資決定が行えていない支援対象事業活動支援団体が17あるなど、支援基準で求められている実施体制や担当者の業務遂行能力の審査について、改善すべき点が見受けられた。今後は、既存の支援対象事業活動支援団体への指導及び助言と併せて、機構の支援決定に係る審査能力の一層の向上が必要である。

平成25年度に支援決定した支援対象事業活動支援団体

サブファンド名	GPに関する情報	出資構成	出資総額	存続期間	サブファンド所在地
【平成25年5月27日支援決定】					
東北6次産業化サポート投資事業有限責任組合	三菱UFJキャピタル(株) (代表者)橋本 仁宏 (所在地)東京都中央区日本橋一丁目7番17号	(株)青森銀行:244.75百万円 (株)秋田銀行:244.75百万円 (株)岩手銀行:244.75百万円 (株)山形銀行:244.75百万円 (株)三菱東京UFJ銀行:20百万円 三菱UFJキャピタル(株):1百万円 (株)農林漁業成長産業化支援機構:1,000百万円	2,000百万円	15年間	東京都 (青森県) (秋田県) (岩手県) (山形県)
信州アグリノベーションファンド投資事業有限責任組合	八十二キャピタル(株) (代表者)桐澤 範男 (所在地)長野県長野市南長野南石堂町1282番地11	(株)八十二銀行:290百万円 長野県信用農業協同組合連合会:200百万円 八十二キャピタル(株):10百万円 (株)農林漁業成長産業化支援機構:500百万円	1,000百万円	15年間	長野県
【平成25年6月24日支援決定】					
十八6次産業化支援投資事業有限責任組合	(株)ドーガン (代表者)森 大介 (所在地)福岡県福岡市中央区大名2丁目4番22号	『元気な長崎』応援投資事業有限責任組合 (※):500百万円 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">※投資事業有限責任組合の概要 GP:(株)ドーガン LP:(株)十八銀行 出資総額:15億円</div> (株)ドーガン:1百万円 (株)農林漁業成長産業化支援機構:501百万円	1,002百万円	15年間	福岡県 (長崎県)
【平成25年7月29日支援決定】					
SMBC6次産業化ファンド投資事業有限責任組合	つくばテクノロジーシード(株) (代表者)佐々木 美樹 (所在地)東京都千代田区神田錦町3-14-3錦町ビル6階	SMBCアグリファンド投資事業有限責任組合 (※):999百万円 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">※投資事業有限責任組合の概要 GP:つくばテクノロジーシード(株) LP:(株)三井住友銀行等 出資総額:3,000百万円</div> つくばテクノロジーシード(株):1百万円	2,000百万円	15年間	東京都

		(株)農林漁業成長産業化支援機構 :1,000百万円			
【平成25年8月26日支援決定】					
紀陽6次産業化投資事業 有限責任組合	紀陽リース・キャピタル(株) (代表者)松下 嘉夫 (所在地)和歌山県和歌山市七番丁24 番地	(株)紀陽銀行:390百万円 (株)みずほ銀行:100百万円 紀陽リース・キャピタル(株):10 百万円 (株)農林漁業成長産業化支援機構 :500百万円	1,000百万円	15年間	和歌山県
常陽大地と海の成長支 援ファンド投資事業有限 責任組合	(株)常陽産業研究所 (代表者)鈴木 祥順 (所在地)茨城県水戸市三の丸一丁目 5番18号	(株)常陽銀行:499百万円 (株)常陽産業研究所:1百万円 (株)農林漁業成長産業化支援機構 :500百万円	1,000百万円	15年間	茨城県
ひろしま農林漁業成長支 援投資事業有限責任組合	(株)広島ベンチャーキャピタル (代表者)稲葉 琢也 (所在地)広島県広島市中区銀山町3 番1号	(株)広島銀行:290百万円 広島信用金庫:100百万円 (株)みずほ銀行:100百万円 (株)広島ベンチャーキャピタル: 10百万円 (株)農林漁業成長産業化支援機構 :500百万円	1,000百万円	15年間	広島県
百五6次産業化投資事業 有限責任組合	百五リース(株) (代表者)國分 昭男 (所在地)三重県津市栄町三丁目123 番1	(株)百五銀行:195百万円 (株)みずほ銀行:50百万円 百五リース(株):5百万円 (株)農林漁業成長産業化支援機構 :250百万円	500百万円	15年間	三重県
【平成25年9月30日支援決定】					
埼玉りそな6次産業化応 援ファンド投資事業有限 責任組合	日本ベンチャーキャピタル(株) (代表者)奥原 圭一 (所在地)東京都港区赤坂七丁目1番1 6号	(株)埼玉りそな銀行:240百万円 日本ベンチャーキャピタル(株):1 0百万円 (株)農林漁業成長産業化支援機構 :250百万円	500百万円	15年間	東京都 (埼玉県)
ちゅうぎんアグリサポー トファンド投資事業有限 責任組合	中銀リース(株) (代表者)大川 哲也 (所在地)岡山県岡山市北区丸の内一 丁目14番17号	(株)中国銀行:249百万円 中銀リース(株):1百万円 (株)農林漁業成長産業化支援機構 :250百万円	500百万円	15年間	岡山県
みやぎん6次産業化投資 事業有限責任組合	宮銀ベンチャーキャピタル(株) (代表者)原田 正純 (所在地)宮崎県宮崎市橘通東四丁目 3番5号	(株)宮崎銀行:498百万円 宮銀ベンチャーキャピタル(株):2 百万円 (株)農林漁業成長産業化支援機構 :500百万円	1,000百万円	15年間	宮崎県
トモニ6次産業化サポー ト投資事業有限責任組合	トモニリース(株) (代表者)山田 安博 (所在地)香川県高松市亀井町7番地1	(株)香川銀行:124百万円 (株)徳島銀行:124百万円 (株)徳銀キャピタル:1百万円 トモニリース(株):1百万円 (株)農林漁業成長産業化支援機構 :250百万円	500百万円	15年間	香川県 (徳島県)
【平成25年10月28日支援決定】					
あわぎん6次産業化投資	阿波銀ビジネスサービス(株)	(株)阿波銀行:490百万円	1,000百万円	15年間	徳島県

事業有限責任組合	(代表者)鎌元 真澄 (所在地)徳島県徳島市西船場町二丁目24-1	阿波銀ビジネスサービス(株):10 百万円 (株)農林漁業成長産業化支援機構 :500百万円			
さぎん6次産業化投資事業有限責任組合第1号	(株)佐銀キャピタル&コンサルティング (代表者)鴨打 裕 (所在地)佐賀県佐賀市唐人2丁目7番20号	(株)佐賀銀行:245百万円 (株)佐賀キャピタル&コンサルティング:5百万円 (株)農林漁業成長産業化支援機構 :250百万円	500百万円	15年間	佐賀県
【平成25年11月25日支援決定】					
ひょうご6次産業化ファンド投資事業有限責任組合	みなとキャピタル(株) (代表者)庵原 敬吾 (所在地)兵庫県神戸市兵庫区水木通1丁目4番7号	(株)みなと銀行:480百万円 淡陽信用組合:10百万円 みなとキャピタル(株):10百万円 (株)農林漁業成長産業化支援機構 :500百万円	1,000百万円	15年間	兵庫県
【平成25年12月20日支援決定】					
じゅうろく六次産業化ファンド投資事業有限責任組合	十六リース(株) (代表者)村松 肇 (所在地)岐阜県岐阜市神田町七丁目12番地	(株)十六銀行:200百万円 十六リース(株):50百万円 (株)農林漁業成長産業化支援機構 :250百万円	500百万円	15年間	岐阜県
トマト6次産業化応援投資事業有限責任組合	トマトリース(株) (代表者)横田 博 (所在地)岡山県岡山市北区中山下一丁目9番1号 みずほキャピタル(株) (代表者)川端 雅一 (所在地)東京都千代田区内幸町一丁目2番1号日土地内幸町ビル6F サブファンド設立・立ち上げ後当面の間は、みずほキャピタル(株)も共同GPに就任する	(株)トマト銀行:390百万円 (株)みずほ銀行:100百万円 トマトリース(株):5百万円 みずほキャピタル(株):5百万円 (株)農林漁業成長産業化支援機構 :500百万円	1,000百万円	15年間	岡山県
【平成26年2月24日支援決定】					
百十四6次産業化投資事業有限責任組合	百十四リース(株) (代表者)石川 浩 (所在地)香川県高松市亀井町5番地1号	(株)百十四銀行:249百万円 百十四リース(株):1百万円 (株)農林漁業成長産業化支援機構 :250百万円	500百万円	15年間	香川県
あいち・じもと農林漁業成長応援ファンド投資事業有限責任組合	(株)名古屋リース (代表者)笠原 洋司 (所在地)愛知県名古屋市中区上前津二丁目4番5号名銀上前津ビル3F	(株)名古屋銀行:100百万円 (株)みずほ銀行:80百万円 豊橋信用金庫:50百万円 瀬戸信用金庫:50百万円 豊川信用金庫:50百万円 豊田信用金庫:50百万円 碧海信用金庫:50百万円 西尾信用金庫:50百万円 蒲郡信用金庫:50百万円 (株)名古屋リース:10百万円 (株)農林漁業成長産業化支援機構 : 540百万円	1,080百万円	15年間	愛知県

しぎん6次産業化応援ファンド投資事業有限責任組合	(株)四銀地域経済研究所 (代表者)吉村 公孝 (所在地)高知県高知市菜園場1番21号	(株)四国銀行:390百万円 (株)みずほ銀行:100百万円 (株)四銀地域経済研究所:100百万円 (株)農林漁業成長産業化支援機構:500百万円	1,000百万円	15年間	高知県
【平成26年3月24日支援決定】					
かごしまアグリクラスター6次産業化投資事業有限責任組合	鹿児島ディベロップメント(株) (代表者)米澤 秀和 (所在地)鹿児島県鹿児島市南栄6丁目1番地20	(株)鹿児島銀行:499百万円 鹿児島ディベロップメント(株):100百万円 (株)農林漁業成長産業化支援機構:500百万円	1,000百万円	15年間	鹿児島県
ごうぎん農林漁業応援ファンド投資事業有限責任組合	ごうぎんキャピタル(株) (代表者)千家 充伸 (所在地)島根県松江市白潟本町71番地	(株)山陰合同銀行:370百万円 (株)みずほ銀行:100百万円 ごうぎんキャピタル(株):300百万円 (株)農林漁業成長産業化支援機構:500百万円	1,000百万円	15年間	島根県

② 支援対象事業活動支援団体による対象事業者への出資に対する同意の決定

機構は、まずは対象事業者への出資等の業務を行う支援対象事業活動支援団体に対する支援決定を中心に取り組んできたことや、出資という手法について農林漁業者等への浸透に時間を要したことなどから、評価期間においては、対象事業者への出資に対する同意決定は6つの支援対象事業活動支援団体からの計8件にとどまっていた。

これらの対象事業者については、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）に基づく総合化事業計画の認定を受ける必要があることに加え、法に基づく支援基準への適合性を確保するために出資に対する機構の同意決定のプロセスを経ることとしており、その同意決定に当たって支援基準との適合性が求められる。評価期間において機構が同意決定を行った案件は、以下のとおりであり、いずれの案件についても支援基準に照らして適切に同意の決定が行われており、問題は認められない。

平成25年度における出資同意案件一覧

出資決定 時期	6次産業化事業体の 名称	所在地	サブファンド		事業内容	政策的意義	備 考
			名 称	出資決定金 額			
平成25年9月	株式会社OcciGabi Winery	北海道 余市郡 余市町	北洋6次産業 化応援ファン ド投資事業有 限責任組合	76百万円	北海道余市町のワイン用ぶどうを使ったワイン製造と地場産食材を使ったレストラン運営、自家製ワインや地場産野菜、果物及び水産加工品などを販売する売店等の複合事業	・ぶどう生産者の高付加価値の販路拡大 ・地域の雇用拡大 ・地域ブランドの普及推進 ・ワイン・ツーリズムに向けた魅力ある地域づくり	2013年9月19日 出資額変更 (80.9百万円)
平成25年9月	ジャパンホートビジネス株式会社	千葉県 富里市	ちば農林漁業 6次産業化投 資事業有限責 任組合	50百万円	千葉県を中心に全国各地から調達した、植木、盆栽を高付加価値化し、欧州、アジアや北南米等の市場に輸出する事業	・植木・盆栽生産者の輸出販路拡大 ・地域の雇用拡大 ・後継者育成 ・日本の植木・盆栽文化の世界への普及促進	
平成25年9月	沖縄栽培水産株式会社	沖縄県 八重山 郡 与那国 町	NCB九州6次 化応援投資事 業有限責任組 合	40百万円	新しい技術を沖縄県与那国島に導入することにより、高品質な車えびの周年販売を実現し、大口需要者の開拓等を通じて大消費地に販売チャンネルを拡大する事業	・離島の産業育成 ・地域の雇用拡大 ・未利用地域資源の活用 ・国内の養殖車えびの高付加価値の販路拡大	
平成25年10月	西日本水産株式会社	福岡県 福岡市	NCB九州6次 化応援投資事 業有限責任組 合	60百万円	未成熟なウナギを一定の条件下で再肥育することにより、成熟したウナギとして出荷する加工販売事業	・漁業資源の有効活用 ・未利用資源の活用 ・ウナギ養殖の新しいビジネスモデルの構築	
平成25年11月	株式会社みらいトレーディング	東京都 千代田 区	農林水産業投 資事業有限責 任組合	20百万円	まだ一般的でないレタスを新たに導入し、鮮度を保持できる新包装で流通させ、消費者に届ける流通販売事業	・新たな農産物流通手法の開拓 ・レタス生産・販売の新しいビジネスモデルの構築	
平成26年1月	株式会社あおもり海山	青森県 西津軽 郡 深浦町	とうほくのみ らい応援ファ ンド投資事業 有限責任組合	100百万円	青森県深浦町にて夏期に漁獲されるクロマグロを、柵加工・冷凍加工して需要期に新たな販路拡大を推進する事業	・漁業生産物の新販路拡大 ・地域の雇用拡大 ・新しい流通技術の開拓	
平成26年3月	株式会社熊本玄米研究所	熊本県 菊池郡 大津町	肥後6次産業 化投資事業有 限責任組合	30百万円	農研機構が開発した新品種の新規需要米(玄米)から新しい技術(玄米ペースト)による製パン加工を行い、販売及び卸売(学校給食・病院向け)を行う事業	・新規需要米の生産拡大 ・地域の雇用拡大 ・地産地消の促進	
平成26年3月	株式会社おおのミル	岩手県	とうほくのみ	13百万円	地元酪農家が主導し、地域の	・地域の酪農生産を活用し	2014年4月

月	ク工房	九戸郡 洋野町	らい応援フ ァ ンド投資事業 有限責任組合	生乳を原材料とした高温保持 殺菌牛乳等に加え、地域特産 品を活用したヨーグルト・ソ フトクリームミックス等新商 品の開発及び販路拡大を目指 す事業	た新商品開発の拡大 ・地域の雇用拡大 ・地産地消の促進	株式会社への 改組
---	-----	------------	--------------------------------	--	-----------------------------------	--------------

(3) 農林水産大臣が認可した収入・支出予算の執行の適正性

機構は、毎事業年度の開始前に、その事業年度の予算を農林水産大臣に提出して、その認可を受けなければならない（法第28条第1項）、また、毎事業年度終了後3月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を農林水産大臣に提出しなければならないとされている（法第30条）。よって、評価期間に係る収入・支出の適正性の評価は、農林水産大臣が認可した平成25年度予算と評価期間における実際の収入・支出の主な項目とを対照することによって行うものとする。

① 収入

(出資金)

出資金収入の実績はないが、これは、評価期間中における支援対象事業活動支援団体への出資の実行が、平成24年度に機構に対して行われた出資による既存資金（318億円）をもって対応することが可能であったことによるものである。

(借入金)

借入金の実績はないが、これは、評価期間中に支援対象事業者に対する資金の貸付が実行されなかったことによるものである。

(事業収入)

収入予算額にはない事業収入が計上されているが、これは、評価期間中に農林水産省から補助金の交付を受けて「6次産業化中央サポートセンター事業」※を実施することとなったことによるもので

ある。

※ 6次産業化に取り組む農林漁業者等の各種相談等に対応するため、全国的な視点から民間の専門家の選定、登録、派遣等を行う事業

(事業外収入)

収入予算額を上回る事業外収入が計上されているが、これは、余裕資金を普通預金のみならず、流動性の高い安全な資産である国債等でも運用したことによる額の増加である。

主要な収入データ

科 目	収入予算額	収入決定済額
	円	円
(款) 出資金収入	25,000,000,000	—
(項) 政府出資金	25,000,000,000	—
(款) 借入金	10,000,000,000	—
(項) 借入金	10,000,000,000	—
(款) 事業収入	—	61,028,877
(項) 補助金収入	—	61,028,877
(款) 事業外収入	155,871	29,376,873
(項) 預金利息	155,871	29,376,873
合 計	35,000,155,871	90,405,750

② 支出

(出資金)

出資金の執行が少なかったのは、機構が対象事業者に出資等の業務を行う支援対象事業活動支援団体に対する支援決定を中心に取り組んできたことや、出資という手法について農林漁業者等への浸透

に時間を要したことなどにより、評価期間中における対象事業者への出資に対する同意決定が8件にとどまってしまったためである。

(貸付金)

貸付金は、支援対象事業者に対する出資と併せて貸し付けられるものであるが、その活用に至る案件がなかったことから、実績はなかった。

(なお、平成26年度においては、平成27年1月末時点での貸付実績は4件、188.1百万円となっている。)

(その他)

事業諸費については、対象事業活動支援団体の立ち上げに向け、G P（無限責任組合員）候補との打ち合わせを入念に行ったことなどにより、旅費が当初の見込みを上回った。また、一般管理費については、機構の名称等、事業活動を行うために必要な商標権の取得等に経費を要したため、当初は見込んでいなかった固定資産取得費用が発生した。しかしながら、いずれも各項において、農林水産大臣の認可した予算の範囲内で執行された。

主要な支出データ

科 目	支出予算額	支出決定済額
	円	円
(項) 出資金	25,000,000,000	308,590,710
(目) 出資金	25,000,000,000	308,590,710
(項) 貸付金	10,000,000,000	—
(項) 事業諸費	132,672,800	63,419,422
(目) 事業諸費	518,400	486,650
(目) 調査費用	120,000,000	47,139,433
(目) 旅費	12,154,400	15,793,339
(項) 一般管理費	973,416,878	641,130,391
(目) 役職員給与	579,485,802	391,874,951

(目) 諸謝金	16,748,275	10,987,450
(目) 事務費	377,182,801	236,551,357
(目) 固定資産取得費用	—	1,716,633
合 計	36,106,089,678	1,013,140,523

以上のとおり、個別の項目について予算額と収入決定済額又は支出決定済額との差異はあったものの、農林水産大臣から認可を受けた収入・支出予算額の範囲内で執行されていた。一方、評価期間において、前述のとおり、支援対象事業活動支援団体に対する支援決定を中心に取り組むこととなったことから、出資金、貸付金の支出決定済額は支出予算額を大きく下回ることとなった。今後は、案件形成の加速化が望まれる。

3 機構の運営のガイドラインへの適合性

評価期間における機構のガイドラインへの対応状況については、以下のとおりである。

(1) 運営全般（民業補完）

支援基準においては、機構から支援対象事業活動支援団体への出資に関し、機構以外の者からの出資合計額を機構の出資額以上とするとともに、支援対象事業活動支援団体が行う対象事業者への出資を議決権ベースで原則総議決権の2分の1以下とすることが定められている。

評価期間中においても機構による出資がこの基準に従って行われた結果、評価期間中の対象事業者の出資金の調達額は機構による出資金の4倍となっており、機構出資が民間資金の呼び水となったものと評価できる。

(2) 投資の態勢（監視・牽制）

機構は、ファンドオブファンズ業務について、支援対象事業活動支援団体に対して、法に基づき農林漁業の安定的な成長発展の見地に立った出資を行うよう助言等を行うことができることから、各支援対象事業活動支援団体において毎月開催される経営支援委員会において、投資先の状況報告をGP（無限責任組合員）から聴取したほか、定期的に資料の提示請求等を行った。

また、機構には、既に社外監査役が配置されていたが、内部監査システムについては、組織の拡大に併せて、内部牽制体制を強化する観点から新たな体制のあり方を検討した。（なお、平成26年度において、投資決定を行う部門とは別にモニタリング室及び監査室の設置を行った。）

(3) 投資方針及び投資決定の過程

① 支援対象事業活動支援団体に対する支援

機構は、対象事業活動支援団体に対する支援決定に当たって、農林漁業成長産業化委員会が定める基準に基づき、案件組成力、事業性審査力、経営支援実行力及び信用力を審査した。その上でパブリック・

コメントを行うことで、農林漁業者その他の関係者の意見を聴き、さらに農林水産省の認可を経た上で決定を行うなど、適正な手続にのっとり業務を行った。

② 対象事業者に対する支援

機構は、支援対象事業活動支援団体が対象事業に対して出資決定を行う際の同意の決定に当たって、投融資業務規程等に基づき、適合性、事業性、公正性及び政策性を審査した。その上で、農林漁業成長産業化委員会に報告し、その意見を踏まえて同意の決定を行うなど、適正な手続にのっとり業務を行った。

(4) 投資実績の評価及び開示

① モニタリング方針

機構は、支援対象事業活動支援団体の組合員として、経営支援委員会等の場を通じて、月次、四半期ごと、年度ごとに対象事業活動の進捗状況を把握した。

② モニタリングや評価の基本となるべき開示情報の数値化

機構において、支援対象事業活動支援団体のモニタリングを行う際に必要となる事後検証可能な指標（KPI）について、政策目的、支援基準等を踏まえて数値化することとした。（KPIについては、平成26年6月に策定・公表。参考2参照。）

(5) ポートフォリオマネジメント、民間出資者の役割

機構は、元本を確保できる投資採算の基準を設定し、各支援対象事業活動支援団体に対してこの確保を要請しているほか、機構の専務CIO（Chief Investment Officer）が責任者としてポートフォリオマネジメントを行い、その状況を投融資検討会に報告するとともに、投融資検討会での議論の結果をマネジメントにフィードバックした。

支援対象事業活動支援団体に対する支援決定及び対象事業者に対する支援における同意決定の全ての案件について、機構の投融資検討会において、利益相反事項の検証及び確認を実施した。

(6) 監督官庁及び出資者たる国と各ファンドとの関係

① 国民への説明責任

機構が支援決定を行う支援対象事業活動支援団体については、支援決定前及び支援決定後において、機構のホームページで民間出資者、出資金額等を公表した。

支援対象事業活動支援団体による支援に対して同意決定を行う対象事業者については、同意決定後において、機構のホームページで、支援対象事業活動支援団体、出資金額等を公表した。

② 監督官庁及び出資者たる国との関係

機構は、投資内容について、監督官庁及び出資者たる国に適時適切に報告したが、案件の増加が見込まれる中で更に適切なタイミングでの報告を求めることとしたい。

以上のとおり、評価期間においては、おおむねガイドラインに沿った運営がされていた。

一方、評価期間以降においても、支援対象事業活動支援団体の数は増え続け、平成27年1月末現在で51となっており、今後、更なる増加が期待される中、支援対象事業活動支援団体から対象事業者への出資決定数も伸びていくことが見込まれる。さらに、機構による対象事業者への直接出資も求められているところである。このため、ガイドラインに沿った適切な事業運営を実現するためには、機構において、これまで以上に効率的かつ効果的な業務を行うことが不可欠であることに留意すべきである。

実際、評価期間においては、対象事業者への出資決定は8件にとどまっていたが、26年度になってから35件の出資決定（平成27年1月末現在）が行われており、出資案件数は着実に増加してきている。機構は、まずは支援基準に基づき支援対象事業活動支援団体への監督を行うことに加え、モニタリング業務の本格化に対応し、その適正な実施が求められることとなる。

加えて、機構が直接出資を行う場合には、機構が直接的に支援対象事業者への経営支援を行うとともに、出資案件増加に伴うファンド全体でのポートフォリオマネジメントも強く求められることとなるため、機構における業務手法の合理化や、効率的な業務を行うための体制の構築等の努力が必要となる。

4 その他の取組

(1) 評価期間における機構の業務提携の締結

評価期間中に、NPO法人日本プロ農業総合支援機構、独立行政法人日本貿易振興機構、JA三井リース株式会社、株式会社商工組合中央金庫、ヤンマー株式会社及びヤマト運輸株式会社の6事業者と業務提携に関する覚書を締結したことにより、平成24年度に締結した株式会社日本政策金融公庫農林水産事業本部と併せて、評価期間までに計7組織と業務提携に関する覚書を締結したところである。

機構においては、今後も、これらの業務提携を締結した事業者との連携を進め、当該事業者の有するノウハウや知見を活用し、農林漁業者等が行う事業への支援を行うとともに、更なる具体的な出資案件に結び付けていくことが必要である。

(2) 6次産業化中央サポートセンター事業の実施

機構は、農林水産省の補助事業を活用して、評価期間中に6次産業化中央サポートセンター事業を実施した。6次産業化中央サポートセンターでは、全国の6次産業化サポートセンターと連携し、さまざまな分野・領域に精通した6次産業化プランナーを派遣（430件）し、農林漁業者等の6次産業化の取組を支援した。（評価期間中のプランナー派遣がその後の出資決定につながった案件もある。）

平成25年度における業務提携先事業者一覧

事業者名	締結日
NPO法人日本プロ農業総合支援機構	平成25年7月26日
独立行政法人日本貿易振興機構	平成25年7月29日
J A三井リース株式会社	平成25年9月11日
株式会社商工組合中央金庫	平成25年11月26日
ヤンマー株式会社	平成26年1月27日
ヤマト運輸株式会社	平成26年3月24日

5 総括

評価期間における対象事業活動支援団体に対する支援決定の実績は、おおむね評価できるが、対象事業者への出資に対する同意決定の実績は、十分なものにならなかった。

このことは、設立からそれほど時間が経過していない支援対象事業活動支援団体が多かったことによるものであり、やむを得ない面があるが、設立後相当期間が経過しても実績が低調な団体については、農林漁業関連の案件形成に習熟していないなどの課題があることから、今後、機構は、こうした団体に対し、政策性や収益性を伴う事業となるよう、案件の形成や審査の着眼点などについて、現地対応を含めて指導・助言を重点的に行っていくことが必要である。

また、支援基準で求められている対象事業活動支援団体の実施体制や担当者の業務遂行能力の審査について、機構の支援決定に係る審査能力の一層の向上が必要である。

さらに、評価期間において、機構による対象事業者に対する直接出資の実績はなかったが、今後、多様な対象事業者のニーズに則した支援活動を展開していく観点から、機構が積極的に対象事業者に対し、直接出資を行っていくことが望ましく、また、そのために必要な体制を構築していくことが求められる。

加えて、評価期間において、機構による支援対象事業者に対する資本性劣後ローンの貸付の実績はなかったが、当該貸付は、民間金融機関からの融資の円滑化に資するとともに、資本調達において農林漁業者の実質的な出資負担の軽減を可能とするため、民業補完の立場から支援対象事業者の意向を踏まえた上で、積極的な活用を進めていく必要がある。

ガイドラインの対応については、機構は、おおむねガイドラインに沿って運営を行っているとは評価できる。ただし、今後、出資案件の増加が求められる中、機構においては、支援対象事業者に対する経営支援やモニタリングを本格的に実施するとともに、出資案件全体のポートフォリオ管理を行うことの重要性が高まるため、業務手法の合理化や効率的な業務を行うための体制の構築などに努めることで、今後も業務運営をガイドラインに則して適切に行うことを求めたい。

(参考1) 基本情報 (平成26年3月末現在)

1. 主要な営業所

本社：東京都千代田区大手町一丁目5番1号

2. 出資金

総額318億円

〔国：300億円〕
〔民間企業：18億円〕

3. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数：4,000,000株
- (2) 発行済株式の総数：636,000株
- (3) 株主数：10名

株 主 名	(株)農林漁業成長産業化支援機構への出資状況		
	持 株 数	出 資 比 率	出 資 額
財務大臣	600,000株	94.33%	300億円
カゴメ株式会社	6,000株	0.94%	3億円
農林中央金庫	6,000株	0.94%	3億円
ハウス食品グループ本社株式会社	6,000株	0.94%	3億円
味の素株式会社	4,000株	0.62%	2億円
キッコーマン株式会社	4,000株	0.62%	2億円
キューピー株式会社	4,000株	0.62%	2億円
株式会社商工組合中央金庫	2,000株	0.31%	1億円
日清製粉株式会社	2,000株	0.31%	1億円
野村ホールディングス株式会社	2,000株	0.31%	1億円

4. 従業員の状況 (出向者含み、契約社員を除く。)

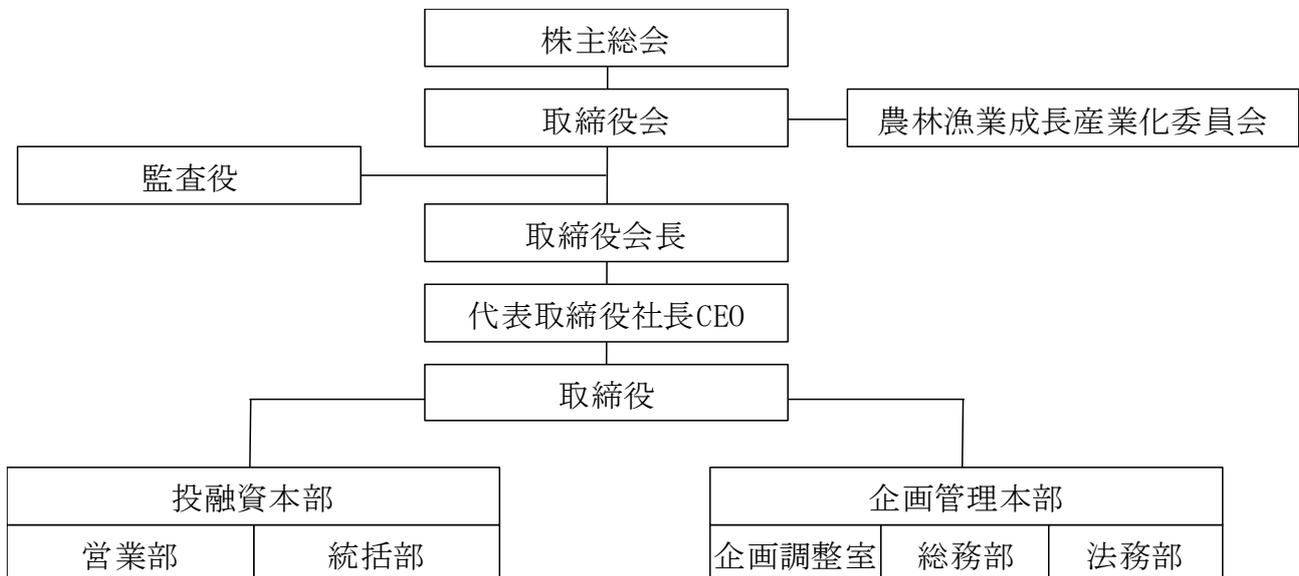
従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
35名	17名	42.5歳	0.91

5. 役員

会社における地位	氏名	重要な兼職の状況
◎取締役会長(非常勤)	堀 紘一	株式会社ドリームインキュベータ 代表取締役会長
○代表取締役社長CEO	大多和 巖	
取締役専務CIO	古我 繁明	
取締役常務CCO(非常勤)	村 和男	村・宮舘法律事務所 國學院大學法科大学院教授
※取締役(社外)	阿部 禎一	阿部禎一税理士事務所 代表 全国農業経営専門会計人協会 代表理事
※取締役(社外)	大西 茂志	全国農業協同組合中央会 常務理事
※取締役(社外)	古関 和則	全国漁業協同組合連合会 専務理事
※取締役(社外)	箕輪 光博	日本林業協会 理事 大日本山林会 会長
※取締役(社外)	渡辺 美衡	カゴメ株式会社 取締役常務執行役員
監査役(社外)	篠原 修	政策研究大学院大学 名誉教授 東京大学 名誉教授

注) ◎は農林漁業成長産業化委員長、○は同委員長代理、※は同委員を示す。

6. 組織図



7. 財務諸表

(1) 貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	30,883,478	流動資産	105,789
現金及び預金	2,155,409	リース債務	783
営業投資有価証券	256,410	未払金	18,632
有価証券	28,399,229	未払費用	22,548
前払費用	7,786	未払法人税等	48,320
未収入金	61,028	賞与引当金	10,444
その他	3,615	その他	5,060
固定資産	84,418	固定負債	2,220
有形固定資産	40,324	リース債務	2,220
建物	29,536	負債合計	108,010
工具、器具及び備品	18,375	(純資産の部)	
リース資産	3,918	株主資本	30,953,549
減価償却累計額	△11,505	資本金	17,500,000
無形固定資産	7,907	資本剰余金	14,300,000
商標権	906	資本準備金	14,300,000
ソフトウェア	7,000	利益剰余金	△846,450
投資その他の資産	36,186	その他利益剰余金	△846,450
敷金及び保証金	36,186	繰越利益剰余金	△846,450
繰延資産	93,662		
創立費	18,575		
開業費	10,997		
株式交付費	64,089	純資産合計	30,953,549
資産合計	31,061,559	負債・純資産合計	31,061,559

(記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示している。)

(2) 損益計算書

〔 自 平成25年4月1日
至 平成26年3月31日 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		61,028
売 上 原 価		113,209
売 上 総 損 失		52,180
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		659,362
営 業 損 失		711,542
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	541	
有 価 証 券 利 息	28,835	29,376
営 業 外 費 用		
創 立 費	4,953	
開 業 費	2,868	
株 式 交 付 費	33,438	41,260
経 常 損 失		723,426
税 引 前 当 期 純 損 失		723,426
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		3,800
当 期 純 損 失		727,226

(記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示している。)

(3) 株主資本等変動計算書

〔 自 平成25年4月1日
至 平成26年3月31日 〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株主資本合計	
		資 本 準 備 金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	17,500,000	14,300,000	△119,224	31,680,775	31,680,775
当期変動額					
当期純損失	—	—	△727,226	△727,226	△727,226
当期変動額合計	—	—	△727,226	△727,226	△727,226
当期末残高	17,500,000	14,300,000	△846,450	30,953,549	30,953,549

(記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示している。)

8. 株式会社農林漁業成長産業化支援機構支援基準

(平成24年農林水産省告示第2556号)

機構が対象事業活動支援の対象となる対象事業者又は対象事業活動支援団体及び当該対象事業活動支援の内容を決定するに当たって従うべき基準は、次のとおりとする。

1 支援の対象となる対象事業活動が満たすべき事項

機構及び機構が行う出資の対象となる対象事業活動支援団体は、次に掲げる全ての事項を満たす対象事業活動を支援するものとする。

(1) 多様な地域資源の活用

食と農林漁業が有する潜在的な成長力を顕在化させるため、その成長力の源泉となる農林水産物、バイオマスその他の農山漁村・農林漁業に由来する多様な地域資源を活用し、その価値を生かしていくことを目指すものであること。

(2) 産業分野の連携

農林漁業以外の業種に属する事業者（以下「異業種事業者」という。）から出資を受けること等により農林漁業を行う法人とは別に設立された2次産業・3次産業の分野における農林漁業者主体の法人が、農林漁業以外の業種の技術・ノウハウを活用しつつ、農林漁業と一体的に地域資源の価値を高めることを目指すものであること。

(3) 新たな市場の開拓

例えば次に掲げるような取組を行い、新たな価値を創造することにより、国内外で新たな市場を開拓していくことが期待されるものであること。

- ① 農林水産物の特色を生かした新商品の開発若しくは販売の方式の改善又は直接販売、輸出その他の新たな販売の方式の導入
- ② 国内外で今後の成長が見込まれる健康、医療、観光及び教育の分野

において行われる我が国の農山漁村・農林漁業の優位性を生かした取組

③ 農山漁村における再生可能エネルギーの開発、供給又は需要の開拓

(4) 農山漁村の活性化等への貢献

地域との調和に配慮しつつ、農林漁業者の所得の確保及び農山漁村における雇用機会の創出その他農山漁村の活性化並びに農林漁業者の経営の安定向上に資するとともに、事業の継続に必要な収益性が確保されることにより、支援決定から一定期間内に出資した資金の回収の可能性が高いものと見込まれるものであること。

2 対象事業活動の支援内容が満たすべき事項

機構及び機構が行う出資の対象となる対象事業活動支援団体は、対象事業活動に対する支援の内容を決定するに当たって、次に掲げる事項を満たすものとする。

(1) 中長期的な観点からの支援

- ① 対象事業活動の基盤となる農林漁業については、生産活動の改良・拡充に長期間を要するといった特性があることを踏まえ、中長期的な観点から出資と経営支援とを一体的に実施すること。
- ② 経営支援の実施に当たっては、農林漁業、地域振興又は金融に関する知識及び経験を有する者を従事させ、農林漁業者と異業種事業者とのマッチング支援を実施するとともに、最大15年間の出資期間にわたって中長期的な観点から個々の対象事業活動の成長発展を支援しつつ、事業年度ごとに進捗状況を適宜評価することにより出資全体としての長期収益性の確保に努めること。

(2) 事業収益と事業リスクの共有の在り方

対象事業活動の成長発展を図るに当たっては、原材料となる農林水産物等の価値が適正に評価されるなど、その事業収益と事業リスクの共有が農林漁業者と異業種事業者との間で適切に行われるようにすること。

(3) 農林漁業者等の意向の尊重

対象事業活動の成長発展を図るに当たっては、多様な農林漁業者により、及びその連携の下に担われている地域の農林漁業の健全な発展を確保するため、地域の実情を把握し、事業効果をその地域を中心として農林漁業全体に広げる観点から農林漁業者その他の関係者の意向を尊重すること。

(4) 運用の透明性

対象事業活動に対する支援を行うに当たっては、個人及び事業者に関する情報の適正な取扱いに留意しつつ、保有する情報の公開に努め、農林漁業者その他の関係者に対する説明を行うとともに、機構又は機構が行う出資の対象となる対象事業活動支援団体に出資する民間事業者等に必要な説明を行うことにより、その運用の透明性を確保すること。

(5) 関係施策等との連携

- ① 対象事業活動に対する支援を行うに当たっては、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用の促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5条第1項の認定に関する支援施策との連携を図るほか、農林水産物及び食品の輸出促進その他の農山漁村の活性化に関連する施策とも連携を図ることにより、これらの施策効果が最大限発揮されるよう配慮すること。
- ② 対象事業活動に対する支援を行うに当たっては、対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対して必要な支援が行われるよう、株式会社日本政策金融公庫その他の関係する金融機関、地方公共団体及び承認会社（農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社をいう。）との連携を図ること。

(6) 東日本大震災からの復興への配慮

対象事業活動に対する支援を行うに当たっては、東日本大震災からの農林漁業の復興に向けて被災地域等において行われる対象事業活動の推進に配慮すること。

3 農林漁業者の主導性の確保に関する事項

機構及び機構が行う出資の対象となる対象事業活動支援団体は、次に掲げる事項等により、対象事業者の意思決定における農林漁業者の主導性の確保に努めなければならない。

(1) 経営支援及び出資回収

対象事業活動の成長発展を図るに当たっては、対象事業者に出資する農林漁業者の意向を把握した上で経営支援を行うとともに、出資の回収に当たっては、当該出資に係る株式又は持分を当該対象事業者に譲渡する方法を優先して検討するなど、把握した農林漁業者の意向に配慮すること。

(2) 議決権の行使

対象事業者に対して有する議決権を行使するに当たっては、経営支援の実施を通じて把握した農林漁業者の状況等を踏まえ、当該対象事業活動の成長発展の観点から対象事業者に出資する農林漁業者及び当該対象事業活動に関連する農林漁業者に配慮すること。

4 出資手法に関する事項

(1) 間接出資に関する事項

① 対象事業活動支援団体の選定に関する事項

機構は、次に掲げる全ての事項を満たす対象事業活動支援団体を、出資の対象となる対象事業活動支援団体として選定するものとする。

ア 実施体制、担当者の業務遂行能力等の観点から上記1から3までに規定する事項を遵守し、対象事業活動に対する支援を確実に実施できると認められるものであること。

イ 民間の資金・ノウハウを十分活用するため、当該対象事業活動支援団体が次に掲げる全ての事項を満たすものであること。

(ア) 当該対象事業活動支援団体の出資構成について、機構以外の者からの出資の合計額が機構の出資額以上となるものであること。

(イ) 当該対象事業活動支援団体が対象事業者に対して有する議決権

が、当該対象事業者の総議決権の2分の1以下であること。ただし、対象事業者の事業の継続を図る上で必要な場合において、一時的に2分の1を超える議決権を有することとなるときは、この限りでない。

ウ 当該対象事業活動支援団体に対する機構の出資について、あらかじめ約した出資金額の枠内で、当該対象事業活動支援団体からの請求に応じてその都度払い込むものであることが組合契約その他の契約において明らかにされていること。

② 対象事業活動支援団体の監督に関する事項

機構は、次に掲げる方法により、支援対象事業活動支援団体が上記1から3までに規定する事項に即して対象事業活動に対する支援を行っているか否かを確認するとともに、支援対象事業活動支援団体に対し必要な監督を行うものとする。

ア 重要な意思決定に係る機構の同意

(ア) 機構は、対象事業活動支援団体との組合契約その他の契約において、対象事業者に対する出資又は当該出資に係る株式若しくは持分の譲渡その他の処分を行うときは、あらかじめ、機構の同意を得ることを定めなければならない。

(イ) 機構は、(ア)の同意の申請があった場合において、当該出資又は当該出資に係る株式若しくは持分の譲渡その他の処分をすることがこの支援基準に規定する事項に違反していないと認めるときは、その同意をするものとする。

イ 報告の徴収等

機構は、定期的に、又は必要に応じて、支援対象事業活動支援団体の出資者であってその業務を執行する者（以下「業務執行者」という。）に事務の処理の状況その他の事項に関し報告をさせ、又は支援対象事業活動支援団体の業務及び財産の状況を検査するものとする。

ウ 指導、勧告その他の措置等

機構は、必要に応じて、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法第21条第1項第8号の規定による指導、勧告その他の措置を行うものとし、当該支援対象事業活動支援団体が当該措置に従わないときは、業務執行者の解任の提案その他の措置を行うものとする。

(2) 直接出資に関する事項

機構は、上記1に規定する事項を満たしているにもかかわらず、支援対象事業活動支援団体が存在せず若しくは想定されない地域・事業分野において行われる対象事業活動又は事業効果が広範に及ぶなどその性質に基づき支援対象事業活動支援団体の支援に委ねることが適切でないと判断される対象事業活動について、これらの対象事業活動に関する民間等の出資の意向、地域の実情、事業分野をめぐる状況等を十分把握し、それらを勘案して必要と認められる場合には、これらの対象事業活動に対し直接出資を行うものとする。この場合において、機構は、次に掲げる全ての事項を満たすものとする。

- ① 実施体制、担当者の業務遂行能力等の観点から上記1から3までに規定する事項を遵守し、対象事業活動に対する支援を確実に実施できる体制を整備すること。
- ② 民間の資金・ノウハウの積極的な活用及び経営の規律保持を図るため、当該対象事業活動に対する機構からの資金供給の割合については、間接出資の場合との均衡にも配慮しつつ、必要な範囲内において検討すること。

(注) この支援基準における用語のうち、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法において定義が定められているものについては、その例による。

9. 官民ファンドの運営に係るガイドライン

平成 25 年 9 月 27 日
官民ファンドの活用推進に関する
関係閣僚会議決定
平成 26 年 6 月 27 日
一部改正

日本経済を停滞から再生へ、そして成長軌道へと定着させるため、成長戦略により、企業経営者の、そして国民一人ひとりの自信を回復し、「期待」を「行動」へと変えていき、澱んでいたヒト・モノ・カネを一気に動かしていく。大胆な新陳代謝や新たな起業を促し、研究開発を加速し、地域のリソースを活用し、農林水産業を成長産業にし、日本の産業と企業のグローバル化を促進し、社会資本整備等に民間の資金や知恵を導入する。これらの施策を推進するために、財政健全化、民業補完に配慮しつつ、官民ファンドが効果的に活用されることが期待されている。

官民ファンドが民間資金の呼び水として効果的に活用されるためには、①各々の政策目的に応じた投資案件の選定・採択が適切に行われていること、②投資実行後のモニタリングが適切に行われていること、③投資実績が透明性を持って情報開示されており、監督官庁及び出資者たる国及び民間出資者に適時適切に報告されていること、④成長戦略の観点から特に重視すべき、創業・ベンチャー案件への資金供給について特段の配慮がなされていること、⑤官民ファンドが民業圧迫になっておらず、効率的に運用されていること、等が重要である。

政府としては、関係行政機関が官民ファンドを設立して終わりにするのではなく、日本経済の成長のため、官民ファンドが政策目的に沿って運営されるよう、官民ファンドの活動を評価、検証し、所要の措置を講じていくことが必要である。

このような観点から、官民ファンドの運営上の課題について、世耕内閣官房副長官を座長として、関係府省と有識者からなる「官民ファンド総括アドバイザー委員会」を開催して検討を行い、同委員会として、「官民ファン

ドの運営に係るガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)をまとめた。今後、関係府省一体となって定期的に官民ファンドの運営状況等の検証を行うこととするため、今般、「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議」(以下「閣僚会議」という。)を設け、ガイドラインを閣僚会議決定とするとともに、閣僚会議の下に、関係府省と有識者からなる「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会」(以下「幹事会」という。)を置き、これらをガイドラインに基づいて定期的な検証を行う場として位置づけることとする。

なお、閣僚会議及び幹事会での検証は、閣僚会議の構成員となる各府省の大臣が所管するもののうち主なもの(注1)を中心に行うこととするが、構成員以外の府省が所管のものも含め、他のファンドの検証へのガイドラインの活用についても継続的に検討していくこととする。

(注1) 検証を行う主たる官民ファンドは、(株)産業革新機構、(独)中小企業基盤整備機構、(株)地域経済活性化支援機構、(株)農林漁業成長産業化支援機構、(株)民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、(株)海外需要開拓支援機構、耐震・環境不動産形成促進事業、(株)日本政策投資銀行における競争力強化ファンド、(株)海外交通・都市開発事業支援機構

1 運営全般(政策目的、民業補完等)

- ① 公的資金の活用であることに鑑み、法令上等の政策目的に沿って効率的に運営されているか。また、民業補完に徹するとともに、各ファンドの政策目的の差異、対象となる運用先の差異が適切に把握されているか。
- ② 政策的観点からのリスク性資金であるが、国の資金であることにも十分配慮された運用が行われているか。
- ③ 法令上等の政策目的に沿ってベンチャー企業支援や地域経済を支える地元企業(地域での起業を含む)支援等のために必要十分な資金供給等がなされているか。また、そのために必要な組織構成(投資態勢、窓口体制、人材育成機能等)となっているか。
- ④ 各ファンドと民間のリスクマネー供給(民間のプライベートエクイティ、

ベンチャーキャピタルファンドや銀行のメザニン等) との関係・役割分担等は適切に理解されているか。

- ⑤ ファンド全体の業績評価について、ファンド設立・運営の趣旨を踏まえ、中長期的な視点から総合的に実施されているか。
- ⑥ 支援が競争に与える影響を勘案したものとなっているか。
- ⑦ サンセット条項の下、限られた期間内で民間プレイヤーの呼び水となり、将来民間で活躍できる事業創造の核となる人材を育成する目的が共有されているか。
- ⑧ 閣僚会議及び幹事会に対して、各ファンドが政策目的にかなった運営を行っているかについての定期的な報告が、正確かつ透明性をもって行われているか。

2 投資の態勢及び決定過程

2.1 投資の態勢

- ① 案件発掘及びデューディリジェンスを行う主体は十分な能力を保有しているか。
- ② 投資に係る決定を行う組織の役割が明確化され、適切に開催され、機能しているか。(注2)
- ③ 執行部を中立的な見地から監視、牽制する仕組みの役割が明確化され、導入され、機能しているか。(注2)
- ④ 投資に係る決定を行う組織を監視、必要に応じて牽制する仕組みの役割が明確化され、導入され、機能しているか。また、通常の投資に係る決定を行う組織から上位の決定を行う組織への重要な意思決定案件等の付議について、適切な仕組みのもとに行われるようになっており、機能しているか(大型案件、標準的な投資案件でない案件、想定内であっても初めて行う案件、利益相反が懸念される案件等の付議案件の明確化等)。(注2)
- ⑤ 投資プロフェッショナルの報酬は適切か(給与・賞与レベル、成功報酬、競業避止義務等の退職に関する制限の有無等)。
- ⑥ ファンドオブファンズとなる官民ファンドの場合、特にファンドオブファンズ業務を行うことに対応した監視、牽制の仕組みの役割が明確化され、導入され、機能しているか。

(注2) 具体的なそれぞれの組織の機能及び要件の内容については別添に記載。

2.2 投資方針

- ① 投資方針、チェック項目は、政策目的に沿って、適切なものか（業種、企業サイズ、事業ステージ、リスク選好度等から見て、当該ファンド全体としての運用対象は政策目的に沿ったものか（標準類型等））。
- ② 投資に当たって、その定性面と定量面から以下の点は検討されているか。
 - ・ 成長戦略への貢献の度合い、成長戦略との整合性の評価
 - ・ 民間資金の呼び水機能
 - ・ 民業圧迫（民間のリスクキャピタルとの非競合の担保等）の防止や競争に与える影響の最小限化（補完性、比例（最小限）性、中立・公平性、手続透明性の原則の遵守等）
 - ・ 投資採算（投資倍率、回収期間、IRR等）、EXIT実現可能性の確認
 - ・ 利益相反事項の検証と確認（ファンドへの出資者との関連取引のチェック、案件の共同出資者との条件の公平性等）

2.3 投資決定の過程

- ① 投資に係る決定を行う組織で政策目的に基づいた投資の基本的な方針等に従って検討されているか。また、適切な手続きによる審査を経て投資に係る決定を行う組織で中立的な立場から決定されているか。投資に係る決定を行う組織で否認された案件は適切な検証を経て否認されたか。
- ② 案件の選別は、持込投資案件総数、投資検討実施件数（DD実施件数）、投資に係る決定を行う組織への付議案件数、投資提案件数、投資決定案件数等からみて、適切に行われているといえるか。

2.4 経営支援（ハンズオン）

- ① 経営支援（ハンズオン）を行うファンドにおいては適切に経営支援が行われているか。

2.5 投資実績の評価及び開示

- ① 次の点を踏まえて、適切にモニタリングを行っているか。

- ・ 財務諸表等の指標に基づくモニタリングの基準を設定する
 - ・ 投資先企業（注3）の財務情報や経営方針等の企業情報を継続的に把握する
 - ・ EXITの方法、時期は、個別の案件ごとにとり決め、円滑な退出を確保する
- ② 時価評価は適切に行われているか（内部評価と外部監査の有無）。
- ③ 個別案件及びファンド全体において、政策目的との関係で効果的な運用となっているか。
（運用目標や政策目的の達成状況が事後検証可能な指標（KPI）等を個別案件において設定し評価を行っているか、また、ファンド全体のKPIについても設定、公表がされているか等）
- ④ 投資実績に対するモニタリングや評価の基本となるべき開示情報が、可能な限り数値化されているか。

（注3）ここで言う投資先企業は、ファンドからの直接の投資先の他、プロジェクトファイナンスで形式上JVやSPCなどを受皿として出資する場合には、当該受皿となるものを実質的に運営する主体等を指す。

2.6 投資の運用方針の見直し

- ① 投資の運用実績の評価に基づき、運用方針の変更等が適切に行われているか。
（実績の評価、投資後のモニタリングにおいて、個別案件ごとのターゲット（PLやBS等の指標）、ターゲットから外れた場合の対応、個別案件のEXITを判断する基準、運用失敗の場合の判断基準とそれらの対応などが適切に行われているか）

3 ポートフォリオマネージメント

- ① 個別の案件でのリスクテイク（その際、政策的な必要性の説明責任を果たせるか）とファンド全体での元本確保のバランスを取るポートフォリオマネージメントは適切に行われているか。またポートフォリオマネージメントを確保する態勢（責任者、組織等）は整備されているか。
- ② 投資実績、運用実績を評価し、運用方針の変更などを行える態勢が整備

され、機能しているか。そのために必要な投資後のモニタリングについては、投資チームとは別のチームが行う等、態勢が適切に整備されているか。

4 民間出資者の役割

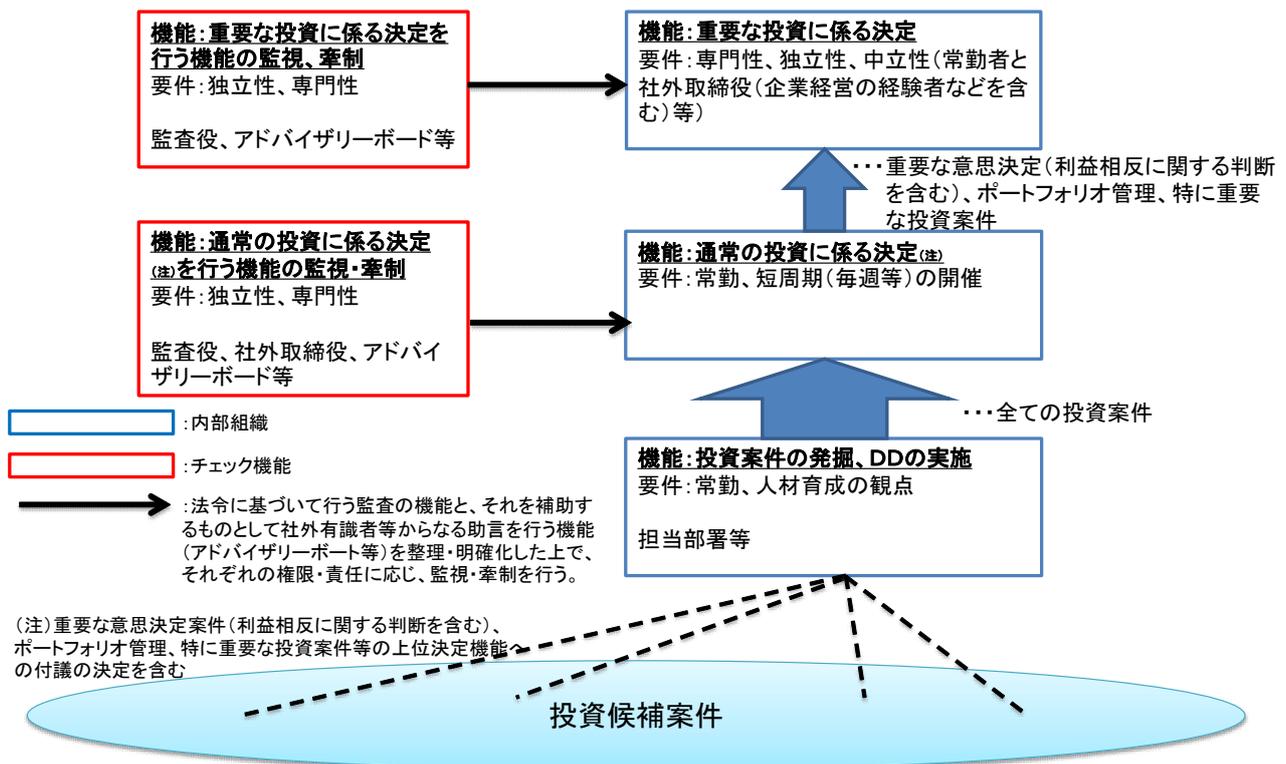
- ① 民間出資者に求める役割が明確化されているか。
- ② 各ファンドの投資案件に対する民間出資者のインセンティブや動機は確認されているか。
- ③ 民間出資の条件（手数料や成功報酬、特別な利益供与などのサイドレターの有無、案件によるオプトアウト条項（競合他社への出資の忌避等）の有無、出向者やオブザーバーでの受入の有無等）は適切なものか。
- ④ 各ファンドは民間出資者に対して、民間ファンドと民間出資者との関係を参考にし、投資実績を適時適切に報告しているか。
 - ・ 投資決定時における投資内容（投資先企業名、事業内容、投資額等）、決定プロセスや決定の背景の適切な開示に加え、投資実績後においても、当該投資について適切な評価、情報開示を継続的に行い、説明責任を果たしているか。
 - ・ 投資実行後において、各投資先企業についての財務情報、回収見込み額、出資に係る退出（EXIT）方針、投資決定時等における将来見通しからの乖離等について、適時適切に報告しているか。

5 監督官庁及び出資者たる国と各ファンドとの関係

- ① 監督官庁及び出資者としての国と、投資方針の政策目的との合致、政策目的の達成状況、競争に与える影響の最小限化等について、必要に応じ国からの役職員の出向を可能とする措置を講じるなど、密接に意見交換を常時行うための態勢を構築しているか。
- ② 投資決定時における適切な開示に加え、投資実行後においても、当該投資について適切な評価、情報開示を継続的に行い、国民に対しての説明責任を果たしているか。
- ③ 監督官庁であり出資者である国が、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、各ファンドによる投資内容及び投資実行後の状況等について適時適切に把握するため、各ファンドは次の事項について、監督官庁及び出資者それぞれに、適時適切に報告しているか。

- ・ 投資内容（投資先企業名、事業内容、投資額等）、投資決定のプロセスや背景等
 - ・ 投資実行後における、適切な評価に基づく、各投資先企業についての財務情報、回収見込み額、出資に係る退出（EXIT）方針、投資決定時等における将来見通しからの乖離等
- ④ 守秘義務契約により上記の運用報告が妨げられる場合において、当該守秘義務契約の存在及びその理由について事前の説明も含め適切に報告しているか。

(別添)官民ファンドに求められる組織体制



(参考2)

農林漁業成長産業化支援機構におけるKPI

平成26年6月

- 機構におけるKPIについては、収益性・政策性の2つの視点から設定。
- 政策性については、経営形態・取組内容が多様である農林漁業者の6次産業化の取組が反映されるよう、多面的な指標を設定。

機構全体のKPI (公表)			個別事業体のKPI (考え方及び集計結果のみ公表)		
収益性	機構の株主に対する投資倍率	<<目標>> 投資倍率1.0倍超 <<評価>> -	個別事業体の投資倍率	投資期間8～12年の場合で、投資倍率1.5～1.8倍程度→○ 上記目標を下回る→×	(○の割合) -
	①投資先6次産業化事業体の成果	<<目標>> 事業計画どおりに進捗している投資先6次産業化事業体の割合が7割以上 <<評価>> ○	①事業体の売上高増加	売上高が事業計画どおり、あるいは上回って増加→◎ 事業計画どおりではないが、増加→○ 現状維持→△ 減少→×	(◎又は○の割合) 75%
政策性	②新事業の創出	<<目標>> 投資先の6次産業化事業体において、新規の事業体が7割以上 <<評価>> ○	②事業体の雇用拡大	雇用が事業計画どおり、あるいは上回って増加→◎ 事業計画どおりではないが、増加→○ 現状維持→△ 減少→×	(◎又は○の割合) 100%
	③出資実行による投資誘発効果	<<目標>> サブファンドからの出資額の2倍を上回る事業投資が行われている事業体が7割以上 <<評価>> ○	③原材料における国産使用比率	原材料となる農林水産物に占める国産使用比率が9割超→○ 国産使用比率が7割～9割→△ 国産使用比率が7割未満→×	(○の割合) 100%
			④出資実行による投資誘発効果	サブファンドからの出資額を上回る事業投資が行われた→○ 事業投資はサブファンドからの出資額を下回る→×	(○の割合) 100%

※各表右欄の「評価」、「○の割合」及び「◎又は○の割合」は、26年3月末時点の達成状況